

2011年度 中央大学特定課題研究費－研究報告書－

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	米津 孝司		
NAME	YONEZU, Takash		

1. 研究課題

労働法における理論と実践の循環プラットフォームのためのモデル構築

Model construction for the platform of a positive cycle to produce complementary effects between the theory and praxis of labor law.

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文600字程度、英文50word程度）

(和文) 21世紀の今日、強行法的な労働者保護と団結権保障を軸に展開してきた近現代の労働法とその学は、労働世界における複雑化する諸法益の均衡調整の新たなあり方を模索しており、それは当事者の交渉・自治の重視、手続的正当性への着目、ソフトロー的手法の導入、労働紛争解決システムの多元化等の傾向を示しつつある。これは強行法・協約自治・事業所自治・私的自治の相互関係の再編成と連動しているが、日本においては司法・立法・行政におけるなし崩し的な労働法の規制緩和の傾向をもたらしている。就業規則法理の立法化、企業組織再編法制、労働者派遣などの三者間関係、非正規労働者法制、労組法における労働者概念、過労死問題、あるいは解雇判例における突出したいくつかの事例等のなかに、日本の労働法が、歴史的な変動期のなかで、その柔軟かつ強靭な法の原理性と体系性を確立できないままに、むしろ旧態然たるドグマとしての法原理や法律の文言に固執しつつ現実への対応能力を失い、その結果それらが形骸化してゆく状況がある。21世紀の法、とりわけ社会自主法（協約、就業規則、労働慣行、契約等）の役割が他の法分野よりも大きい労働法においては、法共同体（労働世界）における法益状況はますます複雑化し、これをルール(Regel)としての詳細な法律規定によってあらかじめ調整することはますます困難となる。むしろ法律は、一般的な法原則(Prinzip)と手続きを定める一方で、その具体化・法益調整は、関係当事者の自主的交渉・合意、それらを規律する社会倫理的規範に依拠する度合いが高まる。法原則の定立とその解釈・適用においては、これまでにも増して法が実践される現場の経験知・暗黙知の果たす役割が大きくなる。

(英文) Decentralization and Individualization in the labor relation are clear trend in recent years. The new methodology of labor law is needed in this trend. Above all the principals-system oriented interpretation of labor law and the innovative interpretation of labor contract play more and more important roll. Theory and Praxis of labor law will work in a positive cycle to produce complementary effects in this development..

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）

チェックオフ協定 和田肇他編著『新版 労働法重要判例を読む1』2013年1月

日本の集団的労働法における「使用者」 労働法律旬報 2013年6月

ドイツ解雇法理と法学方法論 法学新報 119巻5・6号20頁 2013年3月

グローバル化と労働法の抵触ルール 日本労働法学会誌 120号88-100頁 査読有 2012年9月

ドイツ労働契約法における法的思考 西谷敏先生古希記念論文集 2013年12月発行予定

【学会発表】（発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）

有期労働をめぐる法理論的課題 趣旨説明 日本労働法学会 立教大学

日本労働法学会誌 121号3頁 2013年5月

【図書】（著者名、出版社名、書名、刊行年）

【その他】（知的財産権、ニュースリリース等）